

広島県告示第九百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年十一月十日までの間、縦覧に供する。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山尾道線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市神村町字太道ノ下五一八九番一地先から 福山市神村町字太道ノ下五一九六番七地先まで	一〇・六〇 一四・二〇	一〇・六〇 一七・〇〇		一〇・二〇	幅員減少 不用物件延長 四・九八 メートル